

企画競争実施の公示

令和7年2月17日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 福島 雅紀

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度信濃川大河津資料館管理補助業務
- (2) 業務内容 信濃川大河津資料館開館時の管理補助
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 新潟県燕市五千石 信濃川大河津資料館

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書を提出しようとする者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格の認定が令和7年4月1日になされる予定の者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け官報）に記載されている定期審査期間に令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査申請を行い、受付されている者をいう。）であること。

ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
- ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
- ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記(2)に掲げる書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 企画競争に係る説明書の交付を直接受けた者であること。

※交付を直接受けた者とは、当局から書面、CD-R等の記録媒体、又は郵送により交付を受けた者とする。

- (7) 新潟県内に本店、支店、営業所等の業務拠点を有していること。
- (8) 業務実績に関する要件

平成26年度以降に元請けとして完了した業務（令和6年度完了予定の業務を含む。）において、以下に示す「同種又は類似業務」についての実績を有すること。

同種業務：公共施設としての河川事業に関する広報施設の管理業務

類似業務：公共施設としての広報施設の管理業務

3. 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

4. 手続等

(1) 担当部局

〒940-0098 新潟県長岡市信濃1丁目5番30号

国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所 経理課 専門官

電話 0258-32-3021（経理課直通）内線220

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間：令和7年2月17日(月)から令和7年2月28日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

2) 交付場所：4.(1)に同じ

3) 交付方法：手渡し又は郵送とする。郵送希望者は返送用の封筒（切手貼付）を送付のこと。ただし、電子データでの交付を希望する者は、4.(1)に示す担当部局に事前連絡を行い、CD-R等の記録媒体を持参又は郵送（返送用の封筒を同封のこと。着払い・交付希望者の負担。）すること。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限：令和7年2月28日(金) 17時00分

2) 提出場所：4.(1)に同じ。

3) 提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）若しくは電子メールによること。（電子メールの場合には着信を確認すること。）

電子メールでの送付先 shinano-geps@hrr.mlit.go.jp

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓 4.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案書提出者の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 本業務にかかる開封は、見積決定を保留した上で行うものであり、見積決定及び契約締結は、4月1日とする。ただし、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月2日以降となった場合は、当該予算の通知日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9) その他の詳細は説明書による。